

## 「生ごみ処理機・剪定枝粉碎機等購入費補助金」について

### 1 補助の目的

ご家庭での生ごみの減容・減量化を推進するため、生ごみ処理機・生ごみたい肥化容器・剪定枝粉碎機を新たに購入する世帯に、購入費の一部を電子地域通貨「あま咲きコイン」にて補助します。

### 2 補助対象となる機器等

- (1) **税抜価格が10,000円以上**で、生ごみをたい肥化、減容・減量化するもの(生ごみ処理機・生ごみたい肥化容器)と剪定枝を粉碎する機器
- (2) 1世帯1基まで
- (3) 次の機器は対象になりません。
  - ・生ごみを砕いて下水に流すだけのディスポーザー（生ごみ粉碎機）
  - ・システムキッチンと一体の（不可分な）生ごみ処理機
  - ・中古品、新古品及び転売品

### 3 申請要件

機器等を新たに購入する者（**法人は除く。**）で、次の要件をすべて満たす場合に申請することができます。なお、「6申請受付期間」の期間外に購入した機器は補助の対象になりませんので、ご注意ください。

- (1) 市内に住居を有し、かつ、居住していること。
- (2) 臭気や騒音等で近隣に迷惑を掛けないように、機器等を適切に管理できること。
- (3) できたたい肥やチップ等を自家処理できること。
- (4) この要綱による補助を、機器等を新たに購入した年度から起算して過去3年度間受けていないこと。

### 4 補助金額

電子地域通貨「あま咲きコイン」5,000ポイント（5,000円相当額）

### 5 申込方法

- (1) 申込フォーム（QRコード）

販売店が機器等の代金を受領したことを証明する書類（領収書等）で①機器等の購入日、②販売店名及び③申請者名が明記されているものをご用意の上、入力してください。

▼申込フォーム  
(QRコード)



▼申込フォーム URL (QRコードは上記のとおり)

<https://b449c1ba.form.kintoneapp.com/public/8f4aa0c03ccbf53c2b795322f92999c57ffdb15528e6be59149b017a8dfba7cc>

## (2) 郵送

申込フォームからのお手続きが難しい場合は、「生ごみ処理機・剪定枝粉碎機等購入費補助金交付申請書(様式第1号)」に必要事項を記入の上、販売店が機器等の代金を受領したことを証明する書類(領収書等)の写し(①機器等の購入日、②販売店名及び③申請者名が明記されているもの)を添えて、ごみ減量政策担当まで郵送してください。

## 6 申請受付期間

令和8年6月5日(金)から令和9年2月26日(金)必着

※期間外に購入した機器は補助の対象になりませんので、ご注意ください。

## 7 注意点

### (1) 補助金は先着順で受付し、予算額の上限に達した場合は受付を終了します。

申請受付後、補助対象者には「補助金交付決定通知書」を郵送します。補助対象外となった場合も、その旨をお知らせします。

補助金は電子地域通貨「あま咲きコイン」のポイントにて交付しますので、申請には「あま咲きコイン会員コード(8桁の番号)」が必要です。



### (2) あま咲きコインのアプリのダウンロード方法及びカードの配布場所について 市ホームページ「電子地域通貨『あま咲きコイン』について」をご覧ください。

#### ▼尼崎市ホームページ URL (検索 ID 番号 : 1024632)

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/siminsanka/1022002/1024632/index.html>

(尼崎市 HP トップページ>くらし・手続き>市民参加・地域活動・まちづくり>電子地域通貨「あま咲きコイン」>電子地域通貨「あま咲きコイン」について)

## 8 提出先及び問い合わせ先

尼崎市 経済環境局 環境部 ごみ減量政策担当

〒660-0842 尼崎市大高洲町2番地

電話 : 06-6409-1341 FAX : 06-6409-1277

メール : [ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp)

(以 上)